

事例 3 有期年金を受給している方

生命保険会社等から送付された通知書の①から⑤を計算書にて転記して作成します。

■ 通知書（抜粋）

<その他税金の還付に際してご活用いただくための情報>

相続人等の年金受給開始年 (最初に年金を支払った年)	昭和・平成 ① 11 年
相続人等の年金の残存期間 (終身年金、有期年金の場合のみ)	② 20 年
相続等の時の年齢 (保証期間付年金の場合のみ)	③ 62 歳
相続等の時における保証残存期間	年
相続人等の年金支払総額	④ 15,120,000 円
年金支払総額に占める掛金等の総額の割合 又は 年金支払総額及び掛金等の総額	⑤ 44 % (小数点表示も可) (又は、 円、 円)

■ 計算書・別表（抜粋）

※別表を書いてから本表を作成します。

【別表 1】 本表②及び本表③の年数等

	年 数 ②	
年金の残存期間	a	20 年
相続等の時(年金の支払開始日)の年齢に 応じた別表 2 により求めた年数	b	(62 歳) ⇒ 21 年 ③
保証残存期間	c	年

○ 上の a から c の記載の状況に応じ、下記の表に当てはめて本表②及び③に記載する年数等を求めます。

		本表②に記載する年数	本表③に記載する金額
a のみ記載がある場合		a の年数	年金の支払総額 (見込額)
b のみ記載がある場合		b の年数	
a と b に記載がある場合		a と b のいずれか短い年数	
b と c に記載がある場合		b と c のいずれか長い年数 ※ ただし、b と c の年数が別 表 3 に掲げる組合せに該当 するときは、b と c のいずれ か短い年数	年金の支払総額 (見込額) ※ ただし書に該当するときは、 以下の算式で計算した金額
a・b・c のいずれにも 記載がある場合	b が a より短いとき	b と c のいずれか長い年数	
	b が a より長いとき	a の年数	年金の支払総額 (見込額)

【別表 2】 b の年数

b の 年齢	b の年齢に 応じた年数		b の 年齢	b の年齢に 応じた年数		b の 年齢	b の年齢に 応じた年数	
	男	女		男	女		男	女
36	40	45	51	26	31	66	14	18
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
47	30	35	62	17	21	77	7	9
48	29	34	63	17	20	78	7	9
49	28	33	64	16	19	79	6	8
50	27	32	65	15	18	80	6	8

※ この記載例は、受給している方が女性の場合のものであります。

【別表4】本表⑦の単位数

○ 本表②の年数が10年以下の場合

本表②の年数	単位数 (本表⑦に記載)	本表②の年数	単位数 (本表⑦に記載)
1年	0	6年	15
2年	1	7年	21
3年	3	8年	28
4年	6	9年	36
5年	10	10年	45

○ 本表②の年数が11年以上の場合

②の年数 ②の年数 【調整年数】 単位数
 $20 \text{ 年} \times (20 \text{ 年} - 5 \text{ 年}) = 300$

【調整年数】

本表②の年数	調整年数	本表②の年数	調整年数
11年から15年	1年	26年から35年	13年
16年から25年	5年	36年から55年	28年

■ 計算書・本表（抜粋）

1 保険契約等に関する事項

年金の支払開始年	①	平成・昭和 <u>11</u> 年	年金の残存期間等 (別表1により求めた年数)	②	<u>20</u> 年
年金の支払総額(見込額) (別表1により計算した金額)	③	円 15,120,000	年金の支払総額(見込額) に占める保険料又は掛金の 総額の割合	④	% <u>5</u> 44

2 所得金額の計算の基礎となる事項

年金の残存期間等に応じた割合 (右表により求めた割合)	⑤	100 %
(③×⑤)	⑥	円 15,120,000
年金の残存期間等に応じた単位数 (別表4により計算した単位数)	⑦	単位 300
1単位当たりの金額 (⑥÷⑦)	⑧	円 50,400

(表) 年金の残存期間等に応じた割合

②の年数	⑤の割合
5年以下	30%
6年以上10年以下	40%
11年以上	100%

3 各年分の雑所得の金額の計算

申告又は更正の請求 を行う年分	⑨	平成21年分	平成20年分	平成19年分	平成18年分	平成17年分
(⑨-①+1) (注1)	⑩	11	10	9	8	7
単位数 (⑩-1) (注2)	⑪	10 単位	9 単位	8 単位	7 単位	6 単位
支払年金対応額(⑧×⑪)	⑫	円 504,000	円 453,600	円 403,200	円 352,800	円 302,400
年金が月払等の場合	⑬					
剰余金等の金額	⑭					
総収入金額 (⑫又は⑬)+⑭)	⑮	504,000	453,600	403,200	352,800	302,400
必要経費の額 (⑫又は⑬)×④(注3)	⑯	221,760	199,584	177,408	155,232	133,056
雑所得の金額 (⑮-⑯)	⑰	282,240	254,016	225,792	197,568	169,344